

平成29年度 練馬区立旭丘中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本姿勢

いじめは、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するため、決して許されない。

いじめは、本校にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

2 対策方針の基本的な考え方

(1) 管理職をはじめ、全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、生徒を守ることができるように、学校一丸で強い決意と高い指導力で日々の指導にあたる。

(2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とする。

(3) いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、学識経験者や専門家を含めた第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

3 学校の取組

(1) いじめ等対応のための組織の設置

① 組織の設置

○学校いじめ対策推進委員会を中心に、校長、副校長、主幹教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等と連携をとり、いじめ防止対策、対応等を組織的に行う。また、状況によっては外部の関係機関と連携を図り敏速に対応する。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう道徳活動を推進する。

○人間関係構築能力等の育成

人権尊重の理念である自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、心の通う人間関係を構築する能力を養えるよう教育活動を充実させる。

○情報モラル教育の充実

情報モラル講習会や道徳、特別活動、学校行事、技術科等授業を通じて、情報モラルに関する指導を充実する。

○コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動の推進

コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むために、読書活動や言語活動を多く取り入れた教育活動を推進する。

○体験活動の充実

生命や自然を大切にする心や他の人を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるために体験活動を充実させる。

○自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の充実

発達段階に応じて自尊感情や自己肯定感を高める教育活動を充実させる。また、生徒が活躍できる場を多くし、自分が認められていることや自分も大切にされているといった自己有用感を育めるようにする。

② 生徒の主体的な活動の促進

○中学校の生徒会

生徒会を中心とした「朝挨拶運動」を行うなど、生徒が声を掛けやすい、話をしやすい雰囲気を作り上げる活動を支援する。

○「いじめ」の防止・克服に向けた取組

「いじめ撲滅宣言」を掲げることで、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」「許さない」雰囲気を作り、いじめを無くす活動を支援する。また、いじめを見たら誰かに伝える必要性を理解させるとともに、誰かに伝えやすい環境も作る。

③ 教職員の指導力の向上

○いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上

いじめの構造等をはじめとした、いじめ問題に対する正しい理解を深める研修を行う。また、教職員のカウンセリング能力等を向上させる研修を実施し、個々の生徒への指導を充実させる。

○教職員の不適切な行為や体罰に関する研修の実施

教職員の不適切な言動や体罰がいじめの発生を許し深刻化させる。生徒の健全な成長と人格形成を阻害していることを理解し、子供の人権を侵害する行為がないように研修を深める。また、このような行為を許さない環境を整える。

○情報モラルに関する指導力の向上

事例研修等を通じた発生時の対応策等を研修するとともに、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な内容、安全に活用するための知識・技能を指導できるようにする。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

○調査による把握

毎月、いじめに関する講話を行う。また、ふれあい月間時には、区全体の調査をする。

○教職員による把握

朝の学活の健康観察や休み時間、帰りの学活などを使って生徒の様子を観察したり、保健室・相談室や部活動での様子を報告し合い、さらに面談を活用するなど、いじめを把握する意識を高くする。

② 教育相談の充実

○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との関わり

生徒が相談しやすい体制を作るため、給食や授業等にクラスに入り顔を知ってもらうとともに声かけをしてもらう。相談室に行きやすい環境をつくる。相談箱の設置もおこなう。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

○自校のいじめの実態や対策方針を保護者会や学校便りで積極的に発信することで、いじめ問題の重要性について認識を高めることにより学校と保護者・地域の連携を深める。

○情報モラルに関する啓発

情報モラル講習会の充実をはかり、生徒たちのインターネットや携帯電話の利用状態を保護者に知ってもらいインターネット社会の理解を図る。また、保護者会等で家庭でのインターネットの使い方やルールづくりをするように啓発活動を行う。

(4) いじめへの対応

① いじめられた側の生徒への支援

○事実関係の聴取

「練馬区の基本姿勢」に基づき、いじめられた生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取りながら、自尊感情を高めるように留意する。また、生徒の個人情報の取り扱いに十分注意をして対応する。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員とも協力を得て対応にあたる。

○保護者と一体となった支援

保護者に事実関係を報告し、いじめられた生徒の安全を確保し、不安を取り除く努力をする。今後の対応を説明し、生徒・保護者にとって信頼できる人として、いじめられた側に寄り添い支える体制を作る。

② いじめた側の生徒への指導およびその保護者への助言

○毅然とした指導の徹底

速やかにいじめをやめさせた上で、いじめた生徒からも事実確認の聞き取りを行う。いじめに関わった生徒からの聞き取りは、プライベートに配慮し個別に行なうなどする。いじめた側の生徒に対する指導は、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度で継続的に行う。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員とも協力し対応にあたる。

いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- 保護者と一体となったいじめの改善
 - いじめた生徒の保護者に対して、状況を伝え、人格の成長を主とし、再発防止につなげるための教育活動を通して、保護者とともにいじめ改善に努める。学校と保護者が連携し、適切な対応を行う。保護者に対しても継続的な助言を行う。
- ③ いじめの周囲の生徒の心理を把握した指導
 - いじめの周囲の生徒には、見て見ぬふりをする行為やいじめの助長につながる行為は、いじていることと同じであることを理解させるとともに、誰かにいじめを伝える勇気をもつように指導していく。組織等で情報を共有した上で、見守りや声かけをする取り組みを行う。
- ④ 学校組織全体でのいじめへの対応
 - 教員間における共通理解
 - いじめの対応について、教職員全体で共通理解を図る。組織等で情報を共有し対応する。
 - いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた側の生徒といじめた側の生徒、他の生徒との関係の修復を得て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものと捉える。
 - いじめの認知および対応
 - いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、事実確認とともに、いじめられた側の生徒保護者ともに連携して行う。保護者と連携し長期的な見守り続ける。
 - いじめの疑いがある行為への対処
 - 早い段階から教職員等が関わりを持ち、いじめられた生徒および、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ⑤ 生徒の生命・心身または財産に重大な被害がある。または、相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事態への対応について
 - 教育委員会に報告するとともに、国の基本方針に基づいて該当重大事態への事実関係を明確にするための調査を行う。また、些細と思われるいじめでも継続反復されれば重大事態となることも校内で共通理解を図る。
 - いじめられた側の生徒や保護者に寄り添うとともに、すべての生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
 - 必要に応じて、保護者・地域、関係機関に適切に情報提供を行い協力を依頼する。緊急保護者会等で説明責任を果たすことで憶測や誤った情報が拡散することを防ぎ、事態が混乱しないように努める。
- ⑥ インターネット上のいじめへの対応は、発見することが困難であるばかりでなく、一度発生したら、事態の広域化、複雑化、長期化をまぬがれる事ができないため十分な対策を講じる必要がある。
 - 学校で行われる対策として、情報モラル教室の充実、インターネット社会のルールを理解を図る。学校 SNS ルールのもとに、生徒に指導するとともに、家庭独自のルールを作成していただくように呼びかける。また、書き込み等は、校外で行われることが多いため保護者会等で啓発活動を行う。
 - 書き込み等については、被害の拡大を避けるため、サイト管理者やプロバイダに削除依頼の手続きの方法等について、生徒および保護者に情報提供をする。
- ⑦ 校種間および関係機関との一層の連携
 - 卒業時においては、個々の的確な情報連絡をする。
 - 年に数回情報伝達のを設け、入学後の学年集団に関する情報を提供し意見交換を行う。
 - 関連機関との連携については、学校教育支援センター、教育相談室やトライ教室、子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉や医療機関および警察等との情報共有をおこなう。特に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められたもの、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じると認められた場合は、被害者の意向を配慮した上で、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

① 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

学校いじめ防止基本方針の点検は、長期休業前ごとに会議を開き、取組が計画通り進んでいるかを点検する。また、いじめの対応がうまくいかなかったケースを検証し、必要に応じた計画の見直しを図る。

② 定期的ないじめに関する調査

毎月、いじめに関する講話や呼びかけを実施することで、課題を洗い出し、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。

③ 学校評価等を通じた教職員による評価および改善

適切な対応、組織的な対応等の状況について評価し、結果を基に改善する。

④ 生徒および保護者等の評価

生徒および保護者等の学校評価を積極的に活用し、学校いじめ基本方針や設置した組織に対して定期的に評価する。

4 この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年5月8日から施行する。

平成28年5月18日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正